

以下の者に対して取引停止(一般競争契約における競争参加の停止、指名競争契約における指名停止及び随意契約における業者選定の停止)措置を行いました。

措置の概要

商号又は名称	株式会社高見澤(長野県長野市大字鶴賀字苗間平1605番地14) 株式会社東日本宇佐美(東京都文京区本郷2丁目22番2号) サンリン株式会社(長野県東筑摩郡山形村字下本郷4082番地3) 相馬商事株式会社(長野県佐久市野沢1番地) 北信米油株式会社(長野県長野市柳原2551番地) 株式会社ENEOSウイング(愛知県名古屋市中区栄3丁目6番1号) 株式会社本久(長野県長野市桐原一丁目3番5号) 株式会社カワネン(長野県長野市稻里町下氷鉋499－3) 太陽鉱油株式会社(東京都中央区日本橋人形町3丁目8番1号TT－2 ビルディング6階) 株式会社佐藤商店(長野県須坂市大字八町2209番地1) 吉田興産株式会社(長野県長野市中御所5丁目1番18号) 株式会社武重商会(長野県上田市常田2丁目20番26号) 渡辺商事株式会社(長野県長野市篠ノ井御幣川1128番地の1) 中野アプロ株式会社(長野県中野市大字吉田280番地2) 株式会社花岡(長野県長野市吉田4丁目14番15号) 有限会社ヤマギシ(長野県千曲市大字内川1288番地) 有限会社外村石油(長野県須坂市大字日滝2178番地) 株式会社タカサワ(長野県長野市南千歳1丁目15番地3)
入札参加停止の期間	令和7年12月10日 から 令和8年3月9日まで(3か月)
事実関係の概要	対象会社は、長野県北信地区における特定揮発油の販売分野に関して、遅くとも令和6年12月16日頃以降、独占禁止法第8条の規定に違反する事業活動を行っていたとして、令和7年11月26日に公正取引委員会から課徴金納付命令を受けた。
理由	国立大学法人信州大学契約事務取扱細則第3条第1項第4号 別記第1号物品購入等契約に係る取引停止等の取扱基準 別表第7号(独占禁止法違反行為)に該当し、購入等契約の相手方として不適当であると認められるため。